

平成28年4月1日付 センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム事務処理要領および様式
 主な改訂事項リスト及び留意事項

○改訂事項

連番	変更項目			改訂概要
	ページ	項番	項目名	
1	全般			<ul style="list-style-type: none"> ・「研究開発参加者」→「参加者」 ・委託研究開発費の「額の確定」→委託研究開発費の「精算」
2	P1	第1章	COIプログラムの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」が本プログラムに統合されることに伴う修正
3	P3	第3章	図1 COI STREAMの進め方(体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・体制図の修正
4	P3-4	第4章	研究推進機構について	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」が本プログラムに統合されることに伴う修正
5	P4	第4章. 1	COI拠点での研究推進機構の運営統括・マネジメント・JSTとの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進機構の具体的な役割に「⑧ COI拠点における新たなシーズ・ニーズ等の発掘」を追加
6	P14	第10章. 3. (2). ②. iii)	旅費支出の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究に従事する研究開発参加者」→「拠点活動に従事する参加者」

平成28年4月1日付 センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム事務処理要領および様式
 主な改訂事項リスト及び留意事項

○改訂事項

連番	変更項目			改訂概要
	ページ	項番	項目名	
7	P14	第10章. 3. (2). ③. ii)	直接経費での支出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名の修正 「委託研究開発費(直接経費)での雇用対象」→「直接経費での支出対象」 ・「プラットフォーム構築のための拠点推進体制の整備」に従事する者(※)を支出対象に追加 ・プロジェクトリーダーの人件費支出を可能とした。 ※「大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業」における人件費の補助対象者及び雑役務費に計上されていた派遣職員・出向者等
8	P17-18	第10章. 3. (2). ④	[4]研究開発実施場所借上 経費について [7]光熱水費について	<ul style="list-style-type: none"> ・収支簿の提出が必要な研究機関においては、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿に添付して提出する必要がある旨を追記
9	P19	第10章. 3. (3)	直接経費の費目間流用	<ul style="list-style-type: none"> ・直接経費と間接経費との間の流用が認められない旨を明記
10	P19	第10章. 3. (4)	研究開発設備・機器の共用 使用および合算購入につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・共用使用の要件が合算購入する研究開発設備・機器にも適用されることを明確化 ・研究設備・機器の共用促進に係る国の指針等について追記
11	P21	第10章. 3. (7). ⑤	直接経費として計上できない 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・直接経費として計上できない経費として、「資格取得に係る費用」等で受託機関や参加者の権利となるものを追加 ・直接経費として計上できない経費として、「敷金・保証金」等で予め戻入となることが予定されているものを追加 ・「プラットフォーム構築のための拠点推進体制の整備」に係る費用においては、受託機関で通常備えるべき物品は支出不可である旨を追加
12	P23	第10章. 4. (4). ②	委託研究開発費の返還に係 る間接経費の計算について	<ul style="list-style-type: none"> ・委託研究費の返還に係る間接経費の計算方法について簡略化

平成28年4月1日付 センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム事務処理要領および様式
 主な改訂事項リスト及び留意事項

○改訂事項

連番	変更項目			改訂概要
	ページ	項番	項目名	
13	P23	第10章. 4. (4). ③	間接経費の報告等	・経理様式3:「間接経費執行実績報告書」が、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告となる旨追記
14	P27	第10章. 9. (2). ①	取得物品	・「競争的資金における使用ルール等の統一について【別添8】」に基づき、原則、耐用年数1年以上かつ取得価額50万円以上を資産、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上を備品として適切に管理する必要がある旨を追記
15	P29	第10章. 10	各種報告書等の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・3)間接経費執行実績報告書が、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告となる旨追記 ・7)繰越報告書について、平成28事業年度から平成29事業年度にかけての繰越については、別途案内する旨を追記 ・9)裁量労働者エフォート率報告書について写し1部の提出に修正 ・各種報告書等の提出期限が休日の場合、前営業日を期限とする旨追記
16	P32	第10章. 15	繰越制度について	・JSTの中長期目標期間を跨ぐ繰越の取扱いおよび様式等の詳細については、別途案内する旨を追記
17	P41	第14章. (1)	公的研究費の管理・監査の体制整備等について	・「不正行為」、「不正使用」、「不正受給」の定義を追記
18	P43	第14章. (5)	不正行為等の報告および調査	・委託研究開発契約書の条文に沿った記載に見直し

平成28年4月1日付 センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム事務処理要領および様式
主な改訂事項リスト及び留意事項

○改訂事項

連番	変更項目			改訂概要
	ページ	項番	項目名	
19	P44	第14章.(6)	不正行為等に対する措置	・研究機関が不正行為等を認定した場合は、国の指針に基づき、速やかに調査結果を公表する必要がある旨を追記
20	P47	第15章.(5)	海外での研究活動および生物遺伝資源へのアクセス	・海外での研究活動および生物遺伝資源へのアクセスについて追記

○留意事項

- ・委託研究開発費の全額が消費税および地方消費税(以下「消費税」という。)の課税対象となるため、他の研究開発課題同様、「プラットフォーム構築のための拠点推進体制の整備」に係る人件費及び外国旅費等の消費税の差額も納税の対象となりますのでご対応ください。(詳細は事務処理要領「第10章. 3.(7). ②不課税取引等(不課税・非課税取引)に係る消費税相当額の取扱について」を参照のこと。)
- ・上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。